基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年一月八日を基準日と定め、同日午後五時三十分現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年一月二十七日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十二月二十四日

大阪市北区中之島五丁目三番五一号

株式会社大阪国際会議場

取締役社長　秋山　喜久

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年一月八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年一月下旬開催予定の臨時株主総会及び、同日開催予定の普通株主による種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年十二月二十四日

兵庫県洲本市栄町一丁目二番九号

淡路交通株式会社

代表取締役　加藤　友彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月二十四日

川崎市高津区久本三丁目五番七号

ＬＴＸクリーデンス株式会社

代表取締役　友部　昭夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月二十四日

山梨県韮崎市中島二丁目八番七三号

株式会社韮崎自動車教習所

代表取締役　若尾　磯男

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき当社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年一月二十八日までに当社に提出下さい。

平成二十五年十二月二十四日

東京都中央区銀座三丁目五番六号

株式会社松島眼鏡店

代表取締役　関口　尚長

合併につき株券等提出公告

当社は、ヱスコ商事株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年二月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十二月二十四日

千葉県松戸市古ヶ崎四丁目三五二六番地

株式会社ヱスコ

代表取締役　小寺亨治郎

合併につき株券等提出公告

当社は、島根ヤクルト販売株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十二月二十四日

島根県松江市東津田町一八四七番地一

山陰中央ヤクルト販売株式会社

代表取締役　田渕　輝男

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ホロスホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券（提出対象となる新株予約権証券、新株予約権付社債券を含む）を所有する方は、平成二十六年一月三十一日までに左記へご提出下さい。

平成二十五年十二月二十四日

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六五九番地烏丸中央ビル四階

株式会社ホロスプランニング

代表取締役　堀井　計

株主名簿管理人事務取扱場所

大阪市中央区伏見町三丁目六番三号

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

大阪証券代行部

限定承認公告

本籍北海道岩見沢市緑が丘四丁目一八三番地二、最後の住所神奈川県横浜市中区松影町二丁目七番地一〇みらい館六一二号室

被相続人　亡　小松　智

右被相続人は平成二十五年九月十七日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月十二日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

北海道釧路市星が浦北五丁目二番五号

限定承認者木下加奈子

代理人弁護士　今　瞭美

限定承認公告

本籍埼玉県さいたま市南区白幡四丁目七番、最後の住所埼玉県さいたま市緑区東浦和二丁目六七番地一号一棟五〇五号

被相続人　亡　大川　郁夫

右被相続人は平成二十五年九月十一日死亡し、その相続人は平成二十五年十二月十日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月二十四日

埼玉県さいたま市緑区東浦和二丁目六七番地一号一棟五〇五号

相続財産管理人　大川　宗朗

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億円減少し、三十九億五千万円とすることにいたしました。効力発生日は平成二十六年一月三十一日であり、社員総会の決議は、平成二十五年十二月二十日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月二十二日付官報の号外第八十六号五十四頁に掲載されています。

平成二十五年十二月二十四日

東京都中央区日本橋本町一丁目九番一三号

グローイングゲート特定目的会社

取締役　見上　正美

共同新設分割公告

左記会社は共同新設分割により設立するアプリケーションデリバリーサービス株式会社（住所東京都品川区北品川五丁目一番一二号）に対して、甲及び乙の国内ソニーグループ向け情報システムの保守・エンハンス事業（電気・メカＣＡＤ事業を除く。）に関して有する権利義務の一部を、それぞれ承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年四月一日であり、本新設分割は、会社法第八百五条に基づき甲及び乙の株主総会決議を経ずに決定いたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月十七日

掲載頁　八十三頁（号外第一五四号）

平成二十五年十二月二十四日

東京都港区港南一丁目七番一号

（甲）ソニー株式会社

代表執行役　平井　一夫

東京都品川区北品川五丁目一番一二号

（乙）ソニーグローバルソリューションズ株式会社

代表取締役　堺　文亮

正誤

ページ	段	行	誤	正
一六	上	九	同条第七号を	同条第七号イからトまで以外の部分を
〃	〃	一〇	七　別表第三	別表第三
一八	上	八	に改め、	に改め、同号中「のうち、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるもの」を削り、
二	上	（表中変更後欄終りから一二一）	使用材料別名称表示	使用材料別名称表示
〃	〃	（表中変更前欄終りから一〇終りから四）	参考、人	参考人
〃	下			

平成二十五年十二月九日公正取引委員会・消費者庁告示第五号（釣竿の表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件）（印刷誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十四日付第二八〇ジ

号九六ページ●同日付政府調達第二四一号一六〇ペー

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）